

事務連絡
令和6年7月22日

各都道府県消防防災主管部（局）
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁消防・救急課
消防庁予防課
消防庁危険物保安室
消防庁特殊災害室

国内の泡消火薬剤及び消火器用消火薬剤における PFHxS 等の含有状況について

先般、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号）の改正により「PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩」（以下、「PFHxS 等」という。）が第一種特定化学物質に指定されました。

これに伴い、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表 PFOS 又はその塩の項、PFOA 又はその塩の項又は PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令（令和6年総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第1号）（以下「省令」という。）が令和6年6月1日に施行され、第一種特定化学物質に指定された PFHxS 等は、当該省令で定める技術上の基準に従って取り扱うこととされたところです。

国内の泡消火薬剤及び消火器用消火薬剤における PFHxS 等の含有状況について、一般社団法人日本消火装置工業会及び一般社団法人日本消火器工業会による現時点における調査では、平成22年3月までに製造された機械泡消火器及び強化液（中性）消火器に充てんされている消火器用消火薬剤は、副生成物として微量の PFHxS 等を含んでいる場合がありますが、それ以外の消火薬剤は PFHxS 等を含んでいるものはないとの結果となっています。

また、副生成物として微量の PFHxS 等を含んでいる消火器用消火薬剤は、PFOA 又はその塩を含含有するものとして、すでに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）の規制対象となっており、今回の改正により新たに同法の規制対象となるものは実質的に存しないとの結果となっています。

調査結果の詳細については、一般社団法人日本消火装置工業会（URL：<http://s.hosoko.or.jp/>）や一般社団法人日本消火器工業会（URL：<https://www.jfema.or.jp/>）のホームページにてご確認ください。

なお、今後新たな事実が判明した場合は、ホームページに掲載された資料が更新される場合がありますのでご承知おきください。

また、各消防本部において、仮に各工業会のホームページに掲載されていない消火薬剤を保有していた場合には、消火薬剤メーカーに第一種特定化学物質の含有の有無を確認するとともに、当該物質が含有されている場合には、省令で定める技術上の基準に従って適切に対応されますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部（局）にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

（問合せ先）

消防・救急課	神戸、福山（TEL：03-5253-7522）
予防課	西田、金子（TEL：03-5253-7523）
危険物保安室	三宅、宇野（TEL：03-5253-7524）
特殊災害室	三原、坂本（TEL：03-5253-7528）